

就労選択支援

<p>サービス内容 【事務処理 P26】</p>	<p>就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。</p>
<p>支給量 【事務処理 P92～93】</p>	<p><支給決定期間> 原則1か月間（最長2か月間） ※以下に該当する場合は利用期間2か月で支給決定が可能。</p> <p>① 自分自身に対して過少評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合。</p> <p>② 作業に対する集中力や体力の継続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合。</p> <p><支給量> 原則の日数（当該月の日数－8日） ※1ヶ月の日数が31日の場合は23日／月、1ヶ月の日数が30日の月は22日／月で支給決定可能。 ※月途中で支給決定をする場合は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と、月を単位とした市が定める期間を合算した期間。</p>
<p>対象者 【事務処理 P26】</p>	<p>就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者。</p>
<p>注意点 【事務処理 P26】</p>	<p><同一日の併給> 就労選択支援については例えば以下のようなサービスについて、支援内容・報酬に重なりなく、同一日に併給できる。</p> <p>① 放課後等デイサービスとの同日利用（満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する等）</p> <p>② 障害児入所施設との同日利用（障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する等）</p> <p>その他の日中活動サービスについてはどちらも日額報酬であり、同一日に算定はできない。ただし相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同一日に利用</p>

<p>【厚労省通知 P11】</p> <p>【厚労省通知 P7】</p>	<p>することを妨げるものではない。</p> <p>＜同一法人が運営する就労系障害福祉サービスの利用者について＞</p> <p>就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。ただし、最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。</p> <p>＜報酬の留意事項＞</p> <p>報酬の算定対象となるのは就労選択支援として、利用者に対して直接支援を行った場合とする。利用者が同席する多機関連携会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整のみを行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。またアセスメントについては対面での実施を基本とするが、多機関連携によるケース会議や利用者等へのアセスメント結果の提供、事業所等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合等、必要に応じてテレビ電話装置等を活用した支援としても差支えない。</p>
<p>その他注意点</p>	